

第 14 回公開講演会

「再び問う! PL (製造物責任)法」

平成 6 年 5 月 24 日,名古屋市栄ガスビルにて,消費者問題研究所主催の第 14 回公開講演会が行われた。今回のテーマは「再び問う! 製造物責任法」であった。第 13 回公開講演会でも製造物責任法の問題を企業の社会的責任との関係でとりあげたが,今回は,製造物責任法案が閣議決定され国会へ上呈されようとする情勢を踏まえて,この問題をさらに深く考察するために再度とりあげたものである。

講演会はパネルディスカッション形式で行われ,バネラとして森島昭夫・名古屋大学法学部教授(国民生活審議会消費者政策部会長),杉浦英樹弁護士(日本弁護士連合会 PL 部会長),井上崇通・市邨学園短大教授(消問研所員)の 3 氏が参加された。

角谷登志夫教授(消問研所員)は司会者挨拶の中で今回のテーマ設定の意味を説明し,論議を深めることへの期待を述べた。

続いて,鈴木正副学長が講演会に対する期待の挨拶を述べた。

続いて,森島教授の基調報告が行われた。

その趣旨は大要次のようなものである。

なぜ今,製造物責任法か。従来は例えば車のブレーキの不良でケガをしても民法 909 条によりメーカーに過失があれば損害賠償がなされたが,過失の立証は被害者の責任であり,困難があった。

しかし, 50 年代米国を中心に大量生産方式が広がってくるにつれ,新しい製品が続出し,販売競争も激化した。また,新しい物資も出現し,中には危険な物資もあった。その被害も深刻なものがあった。このような新しい状況のもとで従来のようにメーカーの過失を被害者が立証するには技術的知識の点で困難があり,被害の救済が不可能となる。こうして無過失責任概念が登場してきた。米国では 1960 年代からこのような新しい考え方が強まってきて, 70 年代には州レベルで「厳格責任」という考え方が広まってきた。

日本では昭和 30 年代から 40 年代にかけていろいろな事件が相次ぎ,過失責任の問題点が指摘されるようになったが,対応は遅れた。

しかし,昭和 50 年代になって,学者を中心に立法化の声が出て来て,我妻栄先生を中心にして製造物責任法に関する「要綱試案」がまとめられたが,これには行きすぎとの声もあり,法案化はなされなかった。産業界は反対であったし,消費者側の理解・広範な支援も不足していた。

その後政府側でも検討はしたようだが,一般的,抽象的に製造物責任法を望ましいとするだけにとどまった。

立法化の気運が高まってきたのは, EC 指令(EC が加盟各国に対して,3 年以内に製造物責任概念への転換を命じた)を契機にしてであろう。

EC の考え方の新しい点は, ①開発危険の抗弁, ②立証責任を消費者の側におく, ③責任限度覇をもうけた, ④農作物も含めた,等であろう。

EC 指令を受けて,かなりの EC 加盟諸国で立法化が進み,日本でも法案作成の動きが出てきた。そして,平成 2 年,国民生活審議会でも議論が始まった。しかし,産業界に反対意見が強く,平成 4 年,

再度延長審議となった。1年間の延長審議を経て、法案の骨格が作成された。それは、我妻「試案」よりはやや後退の感があったが、ともあれようやく日本においても製造物責任法の制定のはこびとなった意義は大きいであろう。

森島教授の基調報告に続いて、杉浦弁護士がコメントを行った。その大要は次のとおりである(詳しくは本号所収の論稿を参照)。

政府案の問題として、第一に、第1条の目的にある「経済の発展」云々の部分は入れるべきではなかった。これは企業とのバランスをはかろうという気配が感じられる。

第二に、欠陥概念について言えば、極めて狭く規定されている。推定規定も入っていない。これを条文として入れないと裁判所は欠陥の推定をやれないだろう。欠陥の時機についても、蔵出しの時に欠陥があったことが必要とされているが、これでは消費者にとっては証明が不可能である。

第三に、証拠開示が入らなかったことは、極めて残念だった。

規制緩和が叫ばれているが、何でも緩和というのは不適切である。社会的な安全性にかかわる規制について安易に緩和してはならないだろう。

製造物責任法は、消費者にとっては事後救済法であるが、予防的効果も期待できる。事前仲裁法の面もあると言えよう。

続いて井上教授は、製造物責任法の制定という状況をうけて、企業の対応のあり方に大きな変化が求められている問題について報告を行った。

企業は消費者を中心にすえるべしという考え方は従来からあった。コンシューマー・オリエンテーション(消費者志向)という言葉はそのことを表わしている。それが現在では、企業は消費者とともにあるという考え方に变化してきた。これが製造物責任概念にも反映している。

ところで、製造物責任法の制定という状況をむかえて企業の対応はどうかといえば、まだ個別部門の対応で終わっているようである。この点で社内体制の見直しが必要であろう。例えば、トップが自ら製造物責任の意識をもち、社内に専門スタッフを配置するなどが必要であろう。

また、設計、製造、警告表示の各段階での対応が必要であろう。

企業の中に情報の偏在があるのではないかとも思われる。

以上、3氏の報告をふまえて、補足発言が行われた。

森島教授は、立法をとりまとめる立場にあった者として、政治的判断を要求されたことについて状況を述べられた。

杉浦弁護士は、情報開示の必要性等について意見を述べられた。

井上教授は、安全対策のコストについての消費者自身の認識も変化する必要があるかと思われ、と指摘された。

最後にコーディネーターを務めた小本紀之教授(消関研所長)が、製造物責任法の意義と今後の課題についてまとめの発言を行ない、講演会は終了した。

今回の公開講演会は、製造物責任法案の閣議決定、国会上呈という情勢の中で行われた点で時宜にかなっていたと思われ、企業関係者も含めて多数の参加者を得ることができ、盛況のうちに終わることができた。

(文責:伊藤幸男所員)